

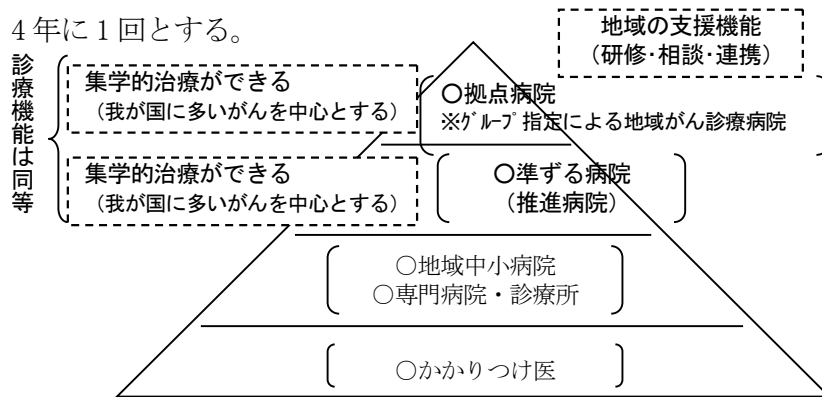
がん診療連携拠点病院に準ずる病院（推進病院）の指定要件について

1 がん診療連携拠点病院に準ずる病院とは

国のがん診療連携拠点病院の指定は受けていないが、地域のがん診療の中核となる病院として県が認定する病院。

2 高知県における「準ずる病院（推進病院）」の考え方

- 我が国に多いがん(※1)を中心とした集学的治療を提供する体制を有することを基本とする。
 ※1：大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。
- 診療報酬上の加算が一部しかないことから、国の拠点病院の指定要件から、診療従事者の専従(8割以上の勤務)・専任(5割以上の勤務)・常勤の要件は緩和する。
- 患者への相談対応のためのがん相談支援センターの設置及び院内がん登録の実施をする。
- 申請時には、国の申請書類と同等の内容を徴収する。
- 更新は、4年に1回とする。



3 「拠点病院(国指定)」より「準じる病院（県指定）」で緩和している主な要件

項目	拠点病院	準ずる病院
診療体制 ・診療従事者 (医師)	<ul style="list-style-type: none"> 専任・常勤の放射線診断に携わる医師1人以上 専従・常勤の放射線治療に携わる医師1人以上 専従・常勤の薬物療法に携わる医師1人以上 緩和ケアチームに専任の身体症状の緩和に携わる常勤の医師1人以上 緩和ケアチームに精神症状の緩和に携わる常勤の医師1人以上 専従・常勤の病理診断に携わる医師1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 放射線診断に携わる医師1人以上(常勤・専任が望ましい) 放射線治療に携わる医師1人以上(常勤・専従が望ましい) 薬物療法に携わる医師1人以上(常勤・専従が望ましい) 緩和ケアチームに身体症状の緩和に携わる医師1人以上(常勤・専任が望ましい) 緩和ケアチームに精神症状の緩和に携わる医師1人以上(常勤が望ましい) 病理診断に携わる医師1人以上(常勤・専任が望ましい)
診療体制 ・診療従事者 (医師以外)	<ul style="list-style-type: none"> 専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上 放射線治療部門に専従・常勤の看護師1人以上 外来化学療法室に専従・常勤の看護師1人以上 緩和ケアチームに専従の看護師1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> 専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置することが望ましい 放射線治療部門に専任・常勤の看護師1人以上配置する事が望ましい 外来化学療法室に常勤の看護師1人以上(専従が望ましい) 緩和ケアチームに専任の看護師1人以上
情報収集体制 ・がん相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談員研修を修了した専従及び専任の相談員をそれぞれ1名ずつ配置 	<ul style="list-style-type: none"> 研修を修了した専従又は専任の相談員を1人以上配置することが望ましい。
情報収集体制 ・院内がん登録	<ul style="list-style-type: none"> 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置 	<ul style="list-style-type: none"> 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置することが望ましい。

(注) 色の部分の要件を緩和する。

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
1	—		—	1 都道府県協議会における役割	新文	○	1 都道府県協議会における役割
2	—		—	各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該がん医療圏を代表して都道府県協議会の運営にあたることと、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。	新文		2 県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画すること。その際、各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、都道府県協議会の運営にあたることと、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めること。
3	1 診療体制		1 診療体制	2 診療体制	同文	○	2 診療体制
4	(1)診療機能		(1)診療機能	(1)診療機能	同文	○	(1)診療機能
5	① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供		① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供	① 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供	同文	○	① 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供
6	ア 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。)及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。		ア 我が国に多いがん(肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。)及びその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。	ア 我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。	部分	○	ア 我が国に多いがん(大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがんをいう。以下同じ。)を中心にその他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線治療及び薬物療法を効果的に組み合わせた集学的治療、リハビリテーション及び緩和ケア(以下「集学的治療等」という。)を提供する体制を有するとともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療(以下「標準的治療」という。)等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。ただし、我が国に多いがんの中でも症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、当該施設において集学的治療等を提供しない場合には、適切な医療に確実につなげることができる体制を構築すること。
7	イ 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、国に届け出ること。		イ 集学的治療及び標準的治療等の質の評価のため、必要な情報を、国に届け出ること。	—		削除	—
8	ウ 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備すること。なお、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。また、必要に応じて看護師等によるカウンセリング(以下「がん患者カウンセリング」という。)を活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備すること。		ウ 集学的治療及び標準的治療等を提供するに当たり、がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等のスクリーニングを、診断時から外来及び病棟にて行うことのできる体制を整備すること。なお、院内で一貫したスクリーニング手法を活用すること。また、必要に応じて看護師等によるカウンセリング(以下「がん患者カウンセリング」という。)を活用する等、安心して医療を受けられる体制を整備すること。	—		削除	—
9	イ (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。		イ (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームと連携し、スクリーニングされたがん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛を迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。	—		削除	—
10	エ 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の体制を整備すること。		エ 医師からの診断結果や病状の説明時には、以下の体制を整備すること。	イ 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。	部分	○	イ 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等には、以下の体制を整備すること。
11	イ 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。		イ 看護師や医療心理に携わる者等の同席を基本とすること。ただし、患者とその家族等の希望に応じて同席者を調整すること。	イ 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。	部分	○	イ 患者とその家族の希望を踏まえ、看護師や公認心理師等が同席すること。
12	ii 初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めること。		ii 初期治療内容に限らず、長期的視野に立った治療プロセス全体に関する十分なインフォームドコンセントの取得に努めること。	—		削除	—
13	—		—	ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。	新文	○	ii 治療プロセス全体に関して、患者とともに考えながら方針を決定すること。
14	—		—	iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。	新文	○	iii 標準治療として複数の診療科が関与する選択肢がある場合に、その知見のある診療科の受診ができる体制を確保すること。
15	オ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。)を整備し、活用状況を把握すること。		オ 我が国に多いがんについて、クリティカルパス(検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。以下同じ。)を整備し、活用状況を把握すること。	—		削除	—
16	カ がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備すると共に、これに準じた院内クリティカルパスを整備し活用状況を把握する等、実効性のある診療体制を整備すること。		カ がん疼痛や呼吸困難などに対する症状緩和や医療用麻薬の適正使用を目的とした院内マニュアルを整備すると共に、これに準じた院内クリティカルパスを整備し活用状況を把握する等、実効性のある診療体制を整備すること。	—		削除	—
17	キ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、ivのカンファレンスを月1回以上開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	変更	キ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、ivのカンファレンスを月1回以上開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催すること。特に、ivのカンファレンスを月1回以上開催すること。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。	部分		ウ がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、以下のカンファレンスをそれぞれ必要に応じて定期的に開催することが望ましい。特に、ivのカンファレンスを月1回以上開催することが望ましい。また、検討した内容については、診療録に記録の上、関係者間で共有すること。
18	i キャンサーボードには治療法(手術療法、薬物療法、放射線療法等)となり得る診療科の複数診療科の担当医師が参加すること。また、緩和ケア担当医師や病理医についても参加することが望ましい。		i キャンサーボードには治療法(手術療法、薬物療法、放射線療法等)となり得る診療科の複数診療科の担当医師が参加すること。また、緩和ケア担当医師や病理医についても参加することが望ましい。	—		削除	—
19	ii ウに規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種参加を必要に応じて求めること。		ii ウに規定するスクリーニングを行った上で、歯科医師や薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の専門的多職種参加を必要に応じて求めること。	—		削除	—
20	iii キャンサーボードで検討した内容については、記録の上、関係者間で共有すること。		iii キャンサーボードで検討した内容については、記録の上、関係者間で共有すること。	—		削除	—
21	—		—	i 個別もしくは少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス	新文	○	i 個別もしくは少数の診療科の医師を主体とした日常的なカンファレンス
22	—		—	ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス	新文	○	ii 個別もしくは少数の診療科の医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討するカンファレンス

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
23	—		—	iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がん・希少がんなどに関して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス	新文	○	iii 手術、放射線診断、放射線治療、薬物療法、病理診断及び緩和ケア等に携わる専門的な知識及び技能を有する医師とその他の専門を異にする医師等による、骨転移・原発不明がんなどに関して臓器横断的にがん患者の診断及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンス
24	—		—	iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的な事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス	新文	○	iv 臨床倫理的、社会的な問題を解決するための、具体的な事例に則した、患者支援の充実や多職種間の連携強化を目的とした院内全体の多職種によるカンファレンス
25	ク 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備すること。		ク 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ適切に依頼ができる体制を整備すること。	エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、 医師だけでなく、看護師や薬剤師等他の診療従事者からも介入依頼 ができる体制を整備すること。	部分	○	エ 院内の緩和ケアチーム、口腔ケアチーム、栄養サポートチーム、感染防止対策チーム等の専門チームへ、 医師だけでなく、看護師や薬剤師等他の診療従事者からも介入依頼 ができる体制を整備すること。
26	ケ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、確実な連携体制を確保するためそのグループ指定先の地域がん診療病院と定期的な合同のカンファレンスを開催すること。		※グループ指定項目	—	削除		—
27	コ 思春期と若年成人(Adolescent and Young Adult; AYA)世代(以下「AYA世代」という。)にあるがん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。		ケ 思春期と若年成人(Adolescent and Young Adult; AYA)世代(以下「AYA世代」という。)にあるがん患者については治療、就学、就労、生殖機能等に関する状況や希望について確認し、必要に応じて、対応できる医療機関やがん相談支援センターに紹介すること。	—	削除		—
28	サ 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。		コ 生殖機能の温存に関しては、患者の希望を確認し、院内または地域の生殖医療に関する診療科についての情報を提供するとともに、当該診療科と治療に関する情報を共有する体制を整備すること。	—	削除		—
29	シ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。		サ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。	—	削除		—
30	ス 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行うこと。		シ 保険適応外の免疫療法を提供する場合は、原則として治験を含めた臨床研究、先進医療の枠組みで行うこと。	オ 保険適用外の免疫療法等について、 治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推奨しないこと。	部分	○	オ 保険適用外の免疫療法等について、 治験、先進医療、臨床研究法(平成29年法律第16号)で定める特定臨床研究または再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき提供される再生医療等の枠組み以外の形では、実施・推奨しないこと。
31	セ グループ指定を受ける地域がん診療病院の診療機能確保のための支援等に関する人材交流計画を策定し、その計画に基づき人材交流を		※グループ指定項目	—	削除		—
32	② 手術療法の提供体制		② 手術療法の提供体制	② 手術療法、 放射線療法、薬物療法 の提供体制の特記事項	部分	○	② 手術療法、 放射線療法、薬物療法 の提供体制の特記事項
33	—		—	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。	新文	○	集学的治療等を適切に提供できる体制を整備する上で、特に以下に対応すること。
34	ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。		ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。	同文	○	ア 術中迅速病理診断が可能な体制を確保すること。なお、当該体制は遠隔病理診断でも可とする。
35	イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが望ましい。		イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施することが望ましい。	イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。 その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していることが望ましい。	部分	○	イ 術後管理体制の一環として、手術部位感染に関するサーベイランスを実施すること。 その際、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録していることが望ましい。
36	ウ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により手術療法を提供する体制を整備すること。		※グループ指定項目	—	削除		—
37	③ 放射線治療の提供体制		③ 放射線治療の提供体制	—	削除		—
38	ア 強度変調放射線治療に関して、地域の医療機関と連携すると共に、役割分担を図ること。		ア 強度変調放射線治療に関して、地域の医療機関と連携すると共に、役割分担を図ること。	ウ 強度変調放射線治療と外来での核医学治療を提供することが望ましい。	部分	○	ウ 強度変調放射線治療と 外来での核医学治療を提供することが望ましい。
39	—		—	エ 密封小線源治療について、地域の医療機関と連携し、役割分担すること。	新文	○	エ 密封小線源治療について、地域の医療機関と連携し、役割分担すること。
40	イ 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。		イ 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。	オ 専用治療病室を要する 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。	部分	○	オ 専用治療病室を要する 核医学治療や粒子線治療等の高度な放射線治療について、患者に情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関へ紹介する体制を整備すること。
41	ウ 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。なお、基準線量の±5%の範囲を維持することが望ましい。		ウ 第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。なお、基準線量の±5%の範囲を維持することが望ましい。	—	削除		—
42	エ 緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備すること。		エ 緩和的放射線治療について、患者に提供できる体制を整備すること。	—	削除		—
43	オ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により放射線治療を提供する体制を整備すること。		※グループ指定項目	—	削除		—
44	—		—	カ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。	新文	○	カ 関連する学会のガイドライン等も参考に、第三者機関による出力線量測定を行い、放射線治療の品質管理を行うこと。
45	—		—	キ 画像下治療(IVR)を提供することが望ましい。	新文	○	キ 画像下治療(IVR)を提供することが望ましい。
46	—		—	ク 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する等して対応すること。	新文	○	ク 免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携する等して対応すること。
47	④ 薬物療法の提供体制		④ 薬物療法の提供体制	—	削除		—
48	ア (3)の①のイに規定する外来化学療法室において、専門資格を有する看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有し、適切な治療や支援を行うこと。なお、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知すること。		ア (3)の①のイに規定する外来化学療法室において、専門資格を有する看護師を中心として、治療の有害事象を含めた苦痛のスクリーニングを行い、主治医と情報を共有し、適切な治療や支援を行うこと。なお、整備体制について、がん患者とその家族に十分に周知すること。	—	削除		—

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(*)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料 1 - 2

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
49	イ 急変時等の緊急時に(3)の①のイに規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。		イ 急変時等の緊急時に(3)の①のイに規定する外来化学療法室において薬物療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保すること。	—	削除		—
50	ウ 薬物療法のレジメン(治療内容をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、がんセンターボードと連携協力すること。		ウ 薬物療法のレジメン(治療内容をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。なお、当該委員会は、必要に応じて、がんセンターボードと連携協力すること。	ケ 薬物療法のレジメン(薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画のこと。以下同じ)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。	部分	○	ケ 薬物療法のレジメン(薬物療法における薬剤の種類や量、期間、手順などを時系列で示した計画をいう。以下同じ。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置すること。
51	エ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、そのグループ指定先の地域がん診療病院が標準的な薬物療法を適切に提供できるよう、レジメンの審査等において地域がん診療病院を支援し、連携協力により薬物療法を提供する体制を整備すること。		※グループ指定項目	—	削除		—
52	⑤ 緩和ケアの提供体制		⑤ 緩和ケアの提供体制	③ 緩和ケアの提供体制	同文	○	③ 緩和ケアの提供体制
53	ア (2)の①のオに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。		ア (2)の①のオに規定する医師及び(2)の②のウに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。	—	削除		—
54	イ 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備すること。		イ 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、がん診療に携わる全ての診療従事者により、緩和ケアが提供される体制を整備すること。	—	削除		—
55	—		—	ア がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど頻りに苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うこと。	新文	○	ア がん診療に携わる全ての診療従事者により、全てのがん患者に対し入院、外来を問わず日常診療の定期的な確認項目に組み込むなど頻りに苦痛の把握に努め、必要な緩和ケアの提供を行うこと。
56	—		—	イ がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。また、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。	新文	○	イ がん患者の身体的苦痛や精神心理的苦痛、社会的な問題等の把握及びそれらに対する適切な対応を、診断時から一貫して経時的に行っていること。また、診断や治療方針の変更時には、ライフステージ、就学・就労、経済状況、家族との関係性等、がん患者とその家族にとって重要な問題について、患者の希望を踏まえて配慮や支援ができるよう努めること。
57	ウ 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、アに規定する緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。		ウ 緩和ケアががんと診断された時から提供されるよう、アに規定する緩和ケアチームにより、以下の緩和ケアが提供される体制を整備すること。	ウ ア、イを実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。	部分	○	ウ ア、イを実施するため、がん診療に携わる全ての診療従事者の対応能力を向上させることが必要であり、これを支援するために組織上明確に位置付けられた緩和ケアチームにより、以下を提供するよう体制を整備すること。
58	i 週1回以上の頻度で、定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和について協議すること。なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めると。		i 週1回以上の頻度で、定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、適切な症状緩和について協議すること。なお、当該病棟ラウンド及びカンファレンスについて主治医や病棟看護師等に情報を共有し、必要に応じて参加を求めると。	i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。	部分	○	i 定期的に病棟ラウンド及びカンファレンスを行い、依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛の把握に努めるとともに、適切な症状緩和について協議し、必要に応じて主体的に助言や指導等を行っていること。
59	ii (2)の①のオに規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、手術療法・薬物療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案すること。また、(2)の①のオに規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。		ii (2)の①のオに規定する身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師は、手術療法・薬物療法・放射線治療等、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加し、適切な助言を行うとともに、必要に応じて共同して診療計画を立案すること。また、(2)の①のオに規定する精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師に関しても、がん診療に関するカンファレンス及び病棟回診に参加することが望ましい。	—	削除		—
60	iii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。		iii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛のスクリーニングの支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師等と協働し、必要に応じてがん患者カウンセリングを実施すること。	ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。	部分	○	ii (2)の②のウに規定する看護師は、苦痛の把握の支援や専門的緩和ケアの提供に関する調整等、外来・病棟の看護業務を支援・強化すること。また、主治医及び看護師、公認心理師等と協働し、適切な支援を実施すること。
61	iv 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。		iv 緩和ケアに係る診療や相談支援の件数及び内容、医療用麻薬の処方量、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を把握・分析し、評価を行い、緩和ケアの提供体制の改善を図ること。	—	削除		—
62	v がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。		v がん疼痛をはじめとするがん患者の苦痛に対して、必要に応じて初回処方緩和ケアチームで実施する等、院内の診療従事者と連携し迅速かつ適切に緩和する体制を整備すること。	—	削除		—
63	エ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来を指すものであり、疼痛のみに対応する外来や、診療する曜日等が定まっていない外来は含まない。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備すること。	変更	エ 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが望ましい。なお、「外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制」とは、医師による全人的かつ専門的な緩和ケアを提供する定期的な外来を指すものであり、疼痛のみに対応する外来や、診療する曜日等が定まっていない外来は含まない。また、外来診療日については、外来診療表等に明示し、患者の外来受診や地域の医療機関の紹介を円滑に行うことができる体制を整備することが望ましい。	エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置など外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備すること。なお、自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、または受けていた患者についても受入れを行っていること。また、緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。	部分		エ 患者が必要な緩和ケアを受けられるよう、緩和ケア外来の設置など外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが望ましい。なお、自施設のがん患者に限らず、他施設でがん診療を受けている、または受けていた患者についても受入れを行っていること。また、緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を行っていること。
64	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。		オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等による服薬指導を実施し、その際には自記式の服薬記録を整備活用することにより、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。	部分	○	オ 医療用麻薬等の鎮痛薬の初回使用時や用量の増減時には、医師からの説明とともに薬剤師や看護師等により、外来・病棟を問わず医療用麻薬等を自己管理できるよう指導すること。その際には、自記式の服薬記録を整備活用すること。
65	カ 院内の医療従事者とアに規定する緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。		カ 院内の医療従事者とアに規定する緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。	カ 院内の診療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。	部分	○	カ 院内の医療従事者と緩和ケアチームとの連携を以下により確保すること。
66	イ アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけでなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保すること。		イ アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順には、医師だけでなく、看護師や薬剤師など他の診療従事者からも依頼できる体制を確保すること。	—	削除		—

国指針・県推進病院指定要綱 比較表

※「望ましい(*)」と定める要件については、国の次期指定要件の改定において必須要件とすることを念頭に置いたもの

資料 1 - 2

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
67	ii アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など 、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。		ii アに規定する緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順など、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。	i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。	部分	○	i 緩和ケアチームへがん患者の診療を依頼する手順等、評価された苦痛に対する対応を明確化し、院内の全ての診療従事者に周知するとともに、患者とその家族に緩和ケアに関する診療方針を提示すること。
68	iii がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたる とともに緩和ケアの提供体制について アに規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のこと)を配置することが望ましい。		iii がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアの提供について診療従事者の指導にあたるとともに緩和ケアの提供体制についてアに規定する緩和ケアチームへ情報を集約するため、緩和ケアチームと各部署をつなぐリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のこと)を配置することが望ましい。	ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するために、 がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師をいう。以下同じ。) などを配置することが望ましい。	部分	○	ii 緩和ケアの提供体制について緩和ケアチームへ情報を集約するため、 がん治療を行う病棟や外来部門には、緩和ケアチームと各部署をつなぐ役割を担うリンクナース(医療施設において、各種専門チームや委員会と病棟看護師等をつなぐ役割を持つ看護師のこと)をいう。以下同じ。) などを配置することが望ましい。
69	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備すること。		キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニングを含めた意思決定支援を提供できる体制を整備すること。	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニング (人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。以下同じ。) を含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。	部分	○	キ 患者や家族に対し、必要に応じて、アドバンス・ケア・プランニング (人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。以下同じ。) を含めた意思決定支援を提供できる体制を整備していること。
70	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。		ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布等により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、 ホームページ上の公開等 により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。	部分	○	ク アからキにより、緩和ケアの提供がなされる旨を、院内の見やすい場所での掲示や入院時の資料配布、 ホームページ上の公開等 により、がん患者及び家族に対しわかりやすく情報提供を行うこと。
71	ケ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師が アに規定する緩和ケアチームと共に 、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。		ケ かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がアに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。	ケ かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。	部分	○	ケ かかりつけ医等の協力・連携を得て、主治医及び看護師が緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
72	コ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。		コ 緩和ケアに関する要請及び相談に関する受付窓口を設けるなど、地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制を整備すること。	-	削除		-
73	-		-	コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保すること。	新文	○	コ 疼痛緩和のための専門的な治療の提供体制等について、以下の通り確保すること。
74	-		-	i 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。さらに、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。	新文	○	i 難治性疼痛に対する神経ブロック等について、自施設における麻酔科医等との連携等の対応方針を定めていること。また、自施設で実施が困難なために、外部の医療機関と連携して実施する場合には、その詳細な連携体制を確認しておくこと。さらに、ホームページ等で、神経ブロック等の自施設における実施状況や連携医療機関名等、その実施体制について分かりやすく公表していること。
75	-		-	ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。また自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。さらに、ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。	新文	○	ii 緩和的放射線治療を患者に提供できる体制を整備すること。また自施設の診療従事者に対し、緩和的放射線治療の院内での連携体制について周知していることに加え、連携する医療機関に対し、患者の受入れ等について周知していること。さらに、ホームページ等で、自施設におけるこれらの実施体制等について分かりやすく公表していること。
76	-		-	サ 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)(Patient Reported Outcome)の略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。以下同じ。)、医療用麻薬の処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。	新文	○	サ 全てのがん患者に対して苦痛の把握と適切な対応がなされるよう緩和ケアに係る診療や相談支援、患者からのPRO(患者報告アウトカム)(Patient Reported Outcome)の略。自覚症状やQOLに関する対応の評価のために行う患者の主観的な報告をまとめた評価のこと。以下同じ。)、医療用麻薬の処方量など、院内の緩和ケアに係る情報を把握し、検討・改善する場を設置していること。それを踏まえて自施設において組織的な改善策を講じる等、緩和ケアの提供体制の改善に努めること。
77	⑥ 地域連携の推進体制		⑥ 地域連携の推進体制	④ 地域連携の推進体制	同文	○	④ 地域連携の推進体制
78	-		-	ア がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。	新文	○	ア がん患者の紹介、逆紹介に積極的に取り組むとともに、以下の体制を整備すること。
79	ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受け入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。その際、緩和ケアの提供に関しては、当該医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。		ア 地域の医療機関から紹介されたがん患者の受け入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。その際、緩和ケアの提供に関しては、当該医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。	i 緩和ケアの提供に関して、当該 がん 医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。	部分	○	i 緩和ケアの提供に関して、当該 がん 医療圏内の緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備すること。
80	-		-	ii 希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、他の拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。	新文	○	ii 希少がんに関して、専門家による適切な集学的治療が提供されるよう、国拠点病院等及び地域の医療機関との連携及び情報提供ができる体制を整備すること。
81	-		-	iii 高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること。	新文	○	iii 高齢のがん患者や障害を持つがん患者について、患者や家族の意思決定支援の体制を整え、地域の医療機関との連携等を図り総合的に支援すること。
82	-		-	iv 介護施設に入居する高齢者が がん と診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。	新文	○	iv 介護施設に入居する高齢者が がん と診断された場合に、介護施設等と治療・緩和ケア・看取り等において連携する体制を整備すること。
83	イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など 、地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。		イ 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアの提供に関する相談など、地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。	イ 地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。	部分	○	イ 地域の医療機関の医師と診断及び治療に関する相互的な連携協力体制・教育体制を整備すること。
84	ウ 当該医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。		ウ 当該医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。	ウ 当該 がん 医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該 がん 医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。	部分	○	ウ 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報を集約し、当該 がん 医療圏内の医療機関やがん患者等に対し、情報提供を行うこと。
85	エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携 することが望ましい。		エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携 することが望ましい。	エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携 して対応すること。	部分	○	エ がん患者に対して、周術期の口腔健康管理や、治療中の副作用・合併症対策、口腔リハビリテーションなど、必要に応じて院内又は地域の歯科医師と連携 して対応すること。

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
86	オ 我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス(がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)を整備すること。		オ 我が国に多いがんその他必要ながんについて、地域連携クリティカルパス(推進病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)を整備すること。	—	削除		—
87	カ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、 症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携クリティカルパスやマニュアルを整備するなど 、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。		カ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、症状緩和に係る院内クリティカルパスに準じた地域連携クリティカルパスやマニュアルを整備するなど院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。	オ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、 退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど 、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。	同文	○	オ 地域連携時には、がん疼痛等の症状が十分に緩和された状態での退院に努め、 退院後も在宅診療の主治医等の相談に対応するなど 、院内での緩和ケアに関する治療が在宅診療でも継続して実施できる体制を整備すること。
88	キ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。		キ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。	カ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。	同文	○	カ 退院支援に当たっては、主治医、緩和ケアチーム等の連携により療養場所等に関する意思決定支援を行うとともに、必要に応じて地域の在宅診療に携わる医師や訪問看護師等と退院前カンファレンスを実施すること。
89	ク 当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること。 なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。	変更	ク 当該医療圏において、地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けることが望ましい。なお、その際には既存の会議体を利用する等の工夫を行うことが望ましい。	キ 当該がん医療圏において、地域の医療機関や 在宅療養支援診療所 等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、 緩和ケア について情報を共有し、役割分担や支援等について検討する場を年1回以上設けること。 また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていること。	部分		キ 当該がん医療圏において、地域の医療機関や 在宅療養支援診療所 等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制や社会的支援、 緩和ケア について情報を共有し、役割分担や支援等について議論する場を年1回以上設けること が望ましい 。また、緩和ケアチームが地域の医療機関や在宅療養支援診療所等から定期的に連絡・相談を受ける体制を確保し、必要に応じて助言等を行っていること が望ましい 。
90	—		—	ク 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポート(患者・経験者やその家族がピア(仲間)として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。以下同じ。)の質の向上に対する支援等に取り組むこと。	新文	○	ク 都道府県や地域の患者会等と連携を図り、患者会等の求めに応じてピア・サポート(患者・経験者やその家族がピア(仲間)として体験を共有し、共に考えることで、患者や家族等を支援すること。以下同じ。)の質の向上に対する支援等に取り組むこと。
91	⑦ セカンドオピニオンの提示体制	○	⑦ セカンドオピニオンの提示体制	⑤ セカンドオピニオンに関する体制	部分	○	⑤ セカンドオピニオンに関する体制
92	ア 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を整備すること。 また地域がん診療病院とグループ指定を受けている場合には、地域がん診療病院と連携しセカンドオピニオンを提示する体制を整備すること。		ア 我が国に多いがんその他当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線治療、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する体制を整備すること。 ※後段のグループ指定項目は削除	イ 当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、 患者にわかりやすく公表すること。	部分	○	イ 当該施設で対応可能ながんについて、手術療法、放射線療法、薬物療法又は緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する医師によりセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、 患者にわかりやすく公表すること。
93	イ がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。		イ がん患者とその家族に対して診療に関する説明を行う際には、他施設におけるセカンドオピニオンの活用についても説明を行う体制を整備すること。その際、セカンドオピニオンを求めることにより不利益を被ることがない旨を明確に説明する体制を整備すること。	ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等に おいて、 すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオンを受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。	部分	○	ア 医師からの診断結果や病状の説明時及び治療方針の決定時等に おいて、 すべてのがん患者とその家族に対して、他施設でセカンドオピニオン(診断及び治療方針等)について、現に診療を担っている医師以外の医師による助言及び助言を求める行為をいう。以下同じ。 を受けられることについて説明すること。その際、心理的な障壁を取り除くことができるよう留意すること。
94	—		—	ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。	新文	○	ウ セカンドオピニオンを提示する場合は、必要に応じてオンラインでの相談を受け付けることができる体制を確保することが望ましい。
95	—		—	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制	新文	○	⑥ それぞれの特性に応じた診療等の提供体制
96	—		—	ア 希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に都道府県協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。	新文	○	ア 希少がん・難治がんの患者の診断・治療に関しては、積極的に協議会における役割分担の整理を活用し、対応可能な施設への紹介やコンサルテーションで対応すること。
97	—		—	イ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。	新文	○	イ 小児がん患者で長期フォローアップ中の患者については、小児がん拠点病院や連携する医療機関と情報を共有する体制を整備すること。
98	—		—	ウ 各地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象となりうる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供すること。患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、院内または地域の生殖医療に関する診療科とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。	新文	○	ウ 各地域のがん・生殖医療ネットワークに加入し、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」へ参画するとともに、対象となりうる患者や家族には必ず治療開始前に情報提供すること。患者の希望を確認するとともに、がん治療を行う診療科が中心となって、院内または地域の生殖医療に関する診療科とともに、妊孕性温存療法及びがん治療後の生殖補助医療に関する情報提供及び意思決定支援を行う体制を整備すること。自施設において、がん・生殖医療に関する意思決定支援を行うことができる診療従事者の配置・育成に努めること。
99	—		—	エ 就学、就労、妊孕性(子どもをつくるために必要な能力のこと。以下同じ。)の温存、アピアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと。以下同じ。)等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設もしくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。また、それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。	新文	○	エ 就学、就労、妊孕性(子どもをつくるために必要な能力のこと。以下同じ。)の温存、アピアランスケア(医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアのこと。以下同じ。)等に関する状況や本人の希望についても確認し、自施設もしくは連携施設のがん相談支援センターで対応できる体制を整備すること。また、それらの相談に応じる多職種からなるAYA世代支援チームを設置することが望ましい。
100	—		—	オ 高齢者のがんに関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保すること。また、意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。	新文	○	オ 高齢者のがんに関して、併存症の治療との両立が図れるよう、関係する診療科と連携する体制を確保すること。また、意思決定能力を含む機能評価を行い、各種ガイドラインに沿って、個別の状況を踏まえた対応をしていること。

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
101	-		-	カ 医療機関としてのBCP(大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。以下同じ。)を策定することが望ましい(*)。	新文	○	カ 医療機関としてのBCP(大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン(供給網)の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。以下同じ。)を策定することが望ましい(*)。
102	(2)診療従事者		(2)診療従事者	(2)診療従事者	同文	○	(2)診療従事者
103	本指針において、専従とは、当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。また、専任とは、当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。		本指針において、専従とは、当該診療の実施日において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。また、専任とは、当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。	-	削除		-
104	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置		① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置	同文	○	① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置
105	ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。		ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。	ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。	同文	○	ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。
106	イ 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	変更	イ 放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専任であることが望ましい。	イ 専任の放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	同文		イ 放射線診断に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 原則として常勤であること 。また、 専任であることが望ましい 。
107	ウ 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	変更	ウ 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専従であることが望ましい。	ウ 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	同文		ウ 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 原則として常勤であること 。また、 専従であることが望ましい 。
108	エ 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	変更	エ 薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤であることが望ましい。また、専従であることが望ましい。	エ 専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。	同文		エ 薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、常勤 であることが望ましい 。また、 専従であることが望ましい 。
109	オ (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	オ (1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、 当該医師については、常勤であることが望ましい。また、専任であることが望ましい 。当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	オ 緩和ケアチームに、専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専従であることが望ましい。また、当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分		オ 緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 常勤であることが望ましい 。また、 専任であることが望ましい 。当該医師は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。
110	(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。	変更	(1)の⑤のアに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、 当該医師については、常勤及び専任であることが望ましい 。	緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。	部分		緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 常勤であることが望ましい 。また、 専任であることが望ましい 。
111	カ 専従の病理診断に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。なお、 当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとする 。	変更	カ 病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、 当該医師については、常勤及び専任であることが望ましい 。なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとする。	カ 専従の病理診断に携わる 専門的な知識及び技能を有する 常勤の医師を1人以上配置すること。	同文		カ 病理診断に携わる 専門的な知識及び技能を有する 医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、 常勤であることが望ましい 。また、 専任であることが望ましい 。
112	-		-	キ リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師を配置することが望ましい。	新文	○	キ リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師を配置することが望ましい。
113	キ 医師・歯科医師・薬剤師調査に基づく当該医療圏の医師数(病院の従事者)が概ね300人を下回る医療圏においては、2022年3月31日までの間、イ、ウ、カに規定する専門的な知識及び技能を有する医師の配置は必須要件とはしないが、以下の要件を満たすこと。		-	ク 「がん診療連携拠点病院等の整備について」(平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知)において2022年3月31日まで認めていた、当該医療圏の医師数が概ね300人を下回る場合における専門的な知識及び技能を有する医師の配置に関する特例は原則として認めない。ただし、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて、指定の検討会において個別に判断する。	部分		-
114	i 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。		-	-	削除		-
115	ii 専従の病理診断に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該病理診断には、病理解剖等の病理診断に係る周辺業務を含むものとする。		-	-	削除		-
116	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置		② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置	同文	○	② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置
117	ア 専従の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、 当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい 。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	ア 専任の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	ア 放射線治療に携わる 専門的な知識及び技能を有する 常勤の診療放射線技師を 2人以上配置することが望ましい(*) 。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分	○	ア 放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の診療放射線技師を 2人以上配置することが望ましい(*) 。また、当該技師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
118	専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置することが望ましい。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる 専門的な知識及び技能を有する 常勤の技術者等を1人以上配置すること。なお当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分		専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる 専門的な知識及び技能を有する 常勤の技術者等を1人以上配置することが 望ましい 。なお、当該技術者は医学物理学に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
119	放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置することが望ましい。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	放射線治療部門に、 専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する 常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分		放射線治療部門に、 専任の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する 常勤の看護師を1人以上配置することが 望ましい 。なお、当該看護師は放射線治療に関する専門資格を有する者であることが望ましい。

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
120	イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。		イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	同文	○	イ 専任の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置すること。なお、当該薬剤師はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
121	(3)の①のイに規定する外来薬物療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	変更	(3)の①のイに規定する外来薬物療法室に、薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、専従であることが望ましい。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	外来化学療法室に、専従の薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分		外来化学療法室に、薬物療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師については、専従であることが望ましい。なお、当該看護師はがん看護又はがん薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
122	ウ (1)の⑤のイに規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。	変更	ウ (1)の⑤のイに規定する緩和ケアチームに、専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。	ウ 緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であること。	部分		ウ 緩和ケアチームに、 専任 の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護又は緩和ケアに関する専門資格を有する者であることが望ましい。
123	(1)の⑤のイに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該医療心理士に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。		(1)の⑤のイに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師、医療心理に携わる者及び相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置することが望ましい。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該医療心理士に携わる者は公認心理師又はそれに準ずる専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。	エ 緩和ケアチームに、 緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ1人以上配置すること 。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者は社会福祉士等であることが望ましい。 これらは、他部署との兼任を可とする。	部分		エ 緩和ケアチームに、 緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する薬剤師及び相談支援に携わる専門的な知識及び技能を有する者をそれぞれ1人以上配置すること 。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法に関する専門資格を有する者であることが望ましい。また、当該相談支援に携わる者については社会福祉士等であることが望ましい。 これらは、他部署との兼任を可とする。
124	—		—	オ 緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい(*)。	新文	○	オ 緩和ケアチームに協力する、公認心理師等の医療心理に携わる専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置することが望ましい(*)。
125	エ 専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。		エ 専任の細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	カ 専任の細胞診断に係る業務に携わる 専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること 。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。	部分	○	カ 専任の細胞診断に係る業務に携わる 専門的な知識及び技能を有する者を1人以上配置すること 。なお、当該診療従事者は細胞診断に関する専門資格を有する者であることが望ましい。
126	—		—	キ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することが望ましい。	新文	○	キ がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置することが望ましい。
127	③ その他		③ その他	—	削除		—
128	ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話し合いの場等を設置することが望ましい。		ア がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科が参加する話し合いの場等を設置することが望ましい。	—	削除		—
129	イ 地域がん診療連携拠点病院の長は、当該拠点病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・薬物療法の治療件数(放射線治療・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。	変更	イ 推進病院 の長は、当該推進病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線治療・薬物療法の治療件数(放射線治療・薬物療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)、紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。	—	削除		—
130	(3)医療施設		(3)医療施設	—	削除		—
131	① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置		① 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置	—	削除		—
132	ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。		ア 放射線治療に関する機器を設置すること。ただし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。	—	削除		—
133	イ 外来化学療法室を設置すること。		イ 外来化学療法室を設置すること。	—	削除		—
134	ウ 原則として集中治療室を設置すること。	変更	ウ 集中治療室を設置することが望ましい。	—	削除		—
135	エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。		エ 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。	—	削除		—
136	オ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。		オ 術中迅速病理診断を含めた病理診断が実施可能である病理診断室を設置すること。	—	削除		—
137	カ 病棟、外来、イに規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。		カ 病棟、外来、イに規定する外来化学療法室等に、集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点などに関して、冊子や視聴覚教材などを用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。	—	削除		—
138	キ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。		キ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けること。	—	削除		—
139	② 敷地内禁煙等		③ 敷地内禁煙等	—	削除		—
140	敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。		敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。	—	削除		—
141	—		—	(3)その他の環境整備等	新文	○	(3)その他の環境整備等
142	—		—	① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。	新文	○	① 患者とその家族が利用可能なインターネット環境を整備することが望ましい。
143	—		—	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。また、その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。	新文	○	② 集学的治療等の内容や治療前後の生活における注意点等に関して、冊子や視聴覚教材等を用いてがん患者及びその家族が自主的に確認できる環境を整備すること。また、その冊子や視聴覚教材等はオンラインでも確認できることが望ましい。
144	—		—	③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。	新文	○	③ がん治療に伴う外見の変化について、がん患者及びその家族に対する説明やアピアランスケアに関する情報提供・相談に応じられる体制を整備していること。

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
145	-		-	④ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。	新文	○	④ がん患者の自殺リスクに対し、院内で共通したフローを使用し、対応方法や関係機関との連携について明確にしておくこと。また関係職種に情報共有を行う体制を構築していること。自施設に精神科、心療内科等がない場合は、地域の医療機関と連携体制を確保していること。
146	2 診療実績		2 診療実績	3 診療実績	同文	○	3 診療実績
147	(1)①または②を概ね満たすこと。なお、同一医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。	変更	(1)①または②を概ね満たすこと。	(1)①または②を概ね満たすこと。なお、同一がん医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。	同文	○	1)①または②を概ね満たすこと。
148	① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。	○	① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。	① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。	同文	○	① 以下の項目をそれぞれ満たすこと。
149	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上	○	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上	同文	○	ア 院内がん登録数(入院、外来は問わない自施設初回治療分)年間500件以上
150	イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上	○	イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上	イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上	同文	○	イ 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上
151	ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上	○	ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上	ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上	同文	○	ウ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1000人以上
152	エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上	○	エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上	エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上	同文	○	エ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上
153	オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上	○	オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上	オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上	同文	○	オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上
154	② 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。	○	② 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。	② 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。	同文	○	② 当該医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。
155	※ この場合の診療実績は、各施設の年間新入院がん患者数のうち当該2次医療圏に居住している者を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地)、二次医療圏×傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したものを分母とする。分子の数値はがん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。	変更	※ この場合の診療実績は、各施設の年間新入院がん患者数のうち当該2次医療圏に居住している者を分子とし、患者調査の「病院の推計退院患者数(患者住所地もしくは施設住所地)、二次医療圏×傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したものを分母とする。分子の数値はがん診療連携推進病院現況報告の数値を用い、分母の数値には原則として患者調査の最新公開情報を用いること。	-	削除		-
156	3 研修の実施体制		3 研修の実施体制	4 人材育成等	新文		4 人材育成等
157	-		-	(1)自施設において、2に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。また、広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。	新文	○	(1)自施設において、2に掲げる診療体制その他要件に関連する取組のために必要な人材の確保や育成に積極的に取り組むこと。特に、診療の質を高めるために必要な、各種学会が認定する資格等の取得についても積極的に支援すること。また、広告可能な資格を有する者のがん診療への配置状況について積極的に公表すること。
158	-		-	(2)病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。	新文	○	(2)病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。
159	(1)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催すること。また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。	変更	(1)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、 県 と協議の上、開催することが望ましい。また、自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。	(3)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該がん医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、都道府県と協議の上、開催すること。また、 自施設の長、および 自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。	部分		(3)「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、当該医療圏においてがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修を、 県 と協議の上、開催することが望ましい。また、自施設の長、および自施設に所属する臨床研修医及び1年以上自施設に所属するがん診療に携わる医師・歯科医師が当該研修を修了する体制を整備し、受講率を現況報告において、報告すること。また、医師・歯科医師と協働し、緩和ケアに従事するその他の診療従事者についても受講を促すことが望ましい。なお、研修修了者について、患者とその家族に対してわかりやすく情報提供すること。
160	(2) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。		(2) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。	(4)連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。	同文	○	(4) 連携する地域の医療施設におけるがん診療に携わる医師に対して、緩和ケアに関する研修の受講勧奨を行うこと。
161	(3) (1)のほか、原則として、当該医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。		(3) (1)のほか、原則として、当該医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線治療・薬物療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。	-	削除		-
162	(4) 診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的に開催すること。		(4) 診療連携を行っている地域の医療機関等の診療従事者も参加する合同のカンファレンスを毎年定期的に開催すること。	(5)(3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催すること。	新文	○	(5) (3)のほか、当該がん医療圏において顔の見える関係性を構築し、がん医療の質の向上につながるよう、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスを定期的に開催すること。
163	-		-	(6)自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。	新文	○	(6) 自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保していること。なお、自施設のがん診療に携わる全ての診療従事者が受講していることが望ましい。
164	(5) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。		(5) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。	(7)院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。 また、他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施するまたは、他の施設等で実施されている研修に参加させること。	部分	○	(7) 院内の看護師を対象として、がん看護に関する総合的な研修を定期的に実施すること。また、他の診療従事者についても、各々の専門に応じた研修を定期的に実施するまたは、他の施設等で実施されている研修に参加させること。
165	(6) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力することが望ましい。		(6) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象として、がん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力することが望ましい。	(8)医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。	部分	○	(8) 医科歯科連携による口腔健康管理を推進するために、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施に協力すること。
166	4 情報の収集提供体制		4 情報の収集提供体制	5 相談支援及び情報の収集提供	部分	○	5 相談支援及び情報の収集提供
167	(1)がん相談支援センター		(1)がん相談支援センター	(1)がん相談支援センター	同文	○	(1)がん相談支援センター

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
168	相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、当該部門においてアからチまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周知すること。	変更	相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。)を設置し、①から⑦の体制を確保した上で、当該部門においてアからチまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援を受けられる旨や、相談支援センターの場所、対応可能な時間帯についての掲示をする等、相談支援センターについて積極的に周知すること。	相談支援を行う機能を有する部門(以下「がん相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。	部分	部分	相談支援を行う機能を有する部門(以下「相談支援センター」という。なお、相談支援センター以外の名称を用いても差し支えないが、その場合には、がん医療に関する相談支援を行うことが分かる名称を用いることが望ましい。)を設置し、①から⑧の体制を確保した上で、がん患者や家族等が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行うこと。必要に応じてオンラインでの相談を受け付けるなど、情報通信技術等も活用すること。また、コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制を確保すること。
169	① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報センター」という。)による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。	変更	① 国立がん研究センターがん対策情報センター(以下「がん対策情報センター」という。)による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」を修了した専従又は専任の相談支援に携わる者を1人以上配置することが望ましい。	① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人ずつ配置すること。なお、当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士であることが望ましい。	部分	部分	① 国立がん研究センターによるがん相談支援センター相談員基礎研修を修了した専従又は専任の相談支援に携わる者を1人以上配置することが望ましい。なお、当該相談支援に携わる者のうち1名は、社会福祉士であることが望ましい。
170	—		—	② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。	新文	○	② 相談支援に携わる者は、対応の質の向上のために、がん相談支援センター相談員研修等により定期的な知識の更新に努めること。
171	② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。		② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。	同文	○	③ 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。
172	③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。		③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。	—	削除		—
173	④ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。		④ 相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。	部分	○	④ がん相談支援センターについて周知するため、以下の体制を整備すること。
174	ア 外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備すること。		ア 外来初診時等に主治医等から、がん患者及びその家族に対し、相談支援センターについて説明する等、診断初期の段階から相談支援センターの周知が図られる体制を整備すること。	—	削除		—
175	—		—	ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができる体制を整備することが望ましい(*)。	新文	○	ア 外来初診時から治療開始までを目処に、がん患者及びその家族が必ず一度はがん相談支援センターを訪問(必ずしも具体的な相談を伴わない、場所等の確認も含む)することができる体制を整備することが望ましい(*)。
176	—		—	イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。	新文	○	イ 治療に備えた事前の面談や準備のフローに組み込む等、診療の経過の中で患者が必要とするときに確実に利用できるよう繰り返し案内を行うこと。
177	—		—	ウ 院内の見やすい場所にがん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。	新文	○	ウ 院内の見やすい場所にがん相談支援センターについて分かりやすく掲示すること。
178	イ 地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこと。また、地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可能な体制を整備することが望ましい。		イ 地域の医療機関に対し、相談支援センターに関する広報を行うこと。また、地域の医療機関からの相談依頼があった場合に受け入れ可能な体制を整備することが望ましい。	エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うこと。また、自施設に通院していない者からの相談にも対応すること。	部分	○	エ 地域の住民や医療・在宅・介護福祉等の関係機関に対し、がん相談支援センターに関する広報を行うこと。また、自施設に通院していない者からの相談にも対応すること。
179	—		—	オ がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。	新文	○	オ がん相談支援センターを初めて訪れた者の数を把握し、認知度の継続的な改善に努めること。
180	⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。		⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備すること。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。	部分	○	⑤ がん相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。また、フィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有すること。
181	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の医療従事者が協働すること。		⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるように、相談支援センターと院内の医療従事者が協働すること。	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて速やかに院内の診療従事者が対応できるよう、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の診療従事者が協働する体制を整備すること。	部分	○	⑥ 患者からの相談に対し、必要に応じて院内の医療従事者が対応できるよう、病院長もしくはそれに準じる者が統括するなど、がん相談支援センターと院内の医療従事者が協働する体制を整備すること。
182	⑦ 相談支援センターの支援員は、IVの2の(3)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。		⑦ 相談支援センターの支援員は、当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。	⑦ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、IVの2の(4)に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。	部分		⑦ 相談支援センターの相談支援に携わる者は、当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講すること。
183	⑧ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により相談支援を行う体制を整備すること。		※グループ指定項目	—	削除		—
184	—		—	⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。	新文	○	⑧ がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための患者サロン等の場を設けること。その際には、一定の研修を受けたピア・サポーターを活用する、もしくは十分な経験を持つ患者団体等と連携して実施するよう努めること。なお、オンライン環境でも開催できることが望ましい。
185	<相談支援センターの業務>		<相談支援センターの業務>	—	削除		—
186	以下に示す項目については自施設において提供できるようにすること。		以下に示す項目については自施設において提供できるようにすること。	—	削除		—
187	ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供		ア がんの病態や標準的治療法等、がんの治療に関する一般的な情報の提供	—	削除		—
188	イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報の提供		イ がんの予防やがん検診等に関する一般的な情報の提供	—	削除		—
189	ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報の提供		ウ 自施設で対応可能ながん種や治療法等の診療機能及び、連携する地域の医療機関に関する情報の提供	—	削除		—
190	エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介		エ セカンドオピニオンの提示が可能な医師や医療機関の紹介	—	削除		—
191	オ がん患者の療養生活に関する相談		オ がん患者の療養生活に関する相談	—	削除		—

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
192	力 就労に関する相談(産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携による提供が望ましい。)		力 就労に関する相談(産業保健総合支援センターや職業安定所等との効果的な連携による提供が望ましい。)	-	削除		-
193	キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供		キ 地域の医療機関におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供	-	削除		-
194	ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する相談		ク アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する相談	-	削除		-
195	ケ HTLV-1関連疾患であるATLIに関する相談		ケ HTLV-1関連疾患であるATLIに関する相談	-	削除		-
196	コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援		コ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援	-	削除		-
197	サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組		サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組	-	削除		-
198	シ その他相談支援に関する事		シ その他相談支援に関する事	-	削除		-
199	以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関を紹介すること。		以下に示す項目については自施設での提供が難しい場合には、適切な医療機関を紹介すること。	-	削除		-
200	ス がんゲノム医療に関する相談		ス がんゲノム医療に関する相談	-	削除		-
201	セ 希少がんに関する相談		セ 希少がんに関する相談	-	削除		-
202	ソ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談		ソ AYA世代にあるがん患者に対する治療療養や就学、就労支援に関する相談	-	削除		-
203	タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談		タ がん治療に伴う生殖機能の影響や、生殖機能の温存に関する相談	-	削除		-
204	チ その他自施設では対応が困難である相談支援に関する事		チ その他自施設では対応が困難である相談支援に関する事	-	削除		-
205	※業務内容については、相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。		※業務内容については、相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。	-	削除		-
206	(2)院内がん登録		(2)院内がん登録	(2)院内がん登録	同文	○	(2)院内がん登録
207	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。		① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。	同文	○	① がん登録等の推進に関する法律(平成25年法律第111号)第44条第1項の規定に基づき定められた、院内がん登録の実施に係る指針(平成27年厚生労働省告示第470号)に即して院内がん登録を実施すること。
208	② 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成され、当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置すること。		② 院内がん登録に係る実務に関する責任部署を明確にすること。当該病院の管理者又はこれに準ずる者を長とし、医師、看護師及び診療情報管理士等から構成され、当該病院における院内がん登録の運用上の課題の評価及び活用に係る規定の策定等を行う機関を設置すること。	-	削除		-
209	③ 専従で、院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けている者を1人以上配置すること。また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。	変更	③ 専任で、院内がん登録の実務を担う者として、国立がん研究センターが提供する研修で中級認定者の認定を受けている者を1人以上配置することが望ましい。また、配置された者は国立がん研究センターが示すがん登録に係るマニュアルに習熟すること。	② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専従の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。	部分		② 国立がん研究センターが実施する研修で中級認定者の認定を受けている、専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置することが望ましい。
210	④ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。		④ 院内がん登録の登録様式については、国立がん研究センターが提示する院内がん登録に係る標準様式に準拠すること。	-	削除		-
211	⑤ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。		⑤ 適宜、登録対象者の生存の状況を確認すること。	-	削除		-
212	⑥ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供すること。		⑥ 院内がん情報等を全国規模で収集し、当該情報を基にしたがん統計等の算出等を行うため、毎年、国立がん研究センターに情報提供すること。	③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。	部分	○	③ 毎年、最新の登録情報や予後を含めた情報を国立がん研究センターに提供すること。
213	⑦ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。		⑦ 院内がん情報を取り扱うに当たっては、情報セキュリティに関する基本的な方針を定めることが望ましい。	-	削除		-
214	⑧ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。	変更	⑧ 院内がん登録を活用することにより、県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。	④ 院内がん登録を活用することにより、都道府県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。	同文		④ 院内がん登録を活用することにより、県の実施するがん対策等に必要な情報を提供すること。
215	(3)情報提供・普及啓発		(3)情報提供・普及啓発	(3)情報提供・普及啓発	同文	○	(3)情報提供・普及啓発
216	① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報すること。		① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、がんゲノム医療やAYA世代にあるがん患者への治療・支援についても、自施設で提供できる場合はその旨を広報すること。	① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。	部分	○	① 自施設で対応できるがんについて、提供可能な診療内容を病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。また、希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合や連携して実施する場合はその旨を広報すること。なお、大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開をするよう努めること。
217	② 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めること。		② 院内がん登録数や各治療法についてのがん種別件数について、ホームページ等での情報公開に努めること。	② 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。	部分	○	② 当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行うこと。
218	③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。		③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育をはじめとするがんに関する普及啓発に努めること。	③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。	同文	○	③ 地域を対象として、緩和ケアやがん教育、患者向け・一般向けのガイドラインの活用法等に関する普及啓発に努めること。
219	④ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける際には、連携先の地域がん診療病院名やその連携内容、連携実績等について病院ホームページ、パンフレット等でわかりやすく公表すること。		※グループ指定項目	-	削除		-
220	-		-	④ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。	新文	○	④ 参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報すること。
221	-		-	⑤ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。	新文	○	⑤ 患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。

No.	A 旧 国指針 (H30.7.31改正)太字下線はCと異なる箇所	A/B 比較	B 現 推進病院指定要綱 (H31.2.4改正)太字下線はAの変更箇所	C 現 国指針 (R4.8.1)太字下線はAと異なる箇所	A/C 比較	C/D 比較	D 改定案 推進病院指定要綱 太字下線は修正が必要な部分
222	⑤ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、 児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。		④ がん教育について、当該医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることが望ましい。なお、学校でのがん教育を実施するに当たっては、 児童・生徒へ十分な配慮を行うこと。	⑥ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として診療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育の実施に当たっては、 児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。	部分	○	⑥ がん教育について、当該がん医療圏における学校や職域より依頼があった際には、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めること。なお、がん教育を実施するに当たっては、 児童生徒が当事者である場合や、身近にがん患者を持つ場合等があることを踏まえ、対象者へ十分な配慮を行うこと。
223	5 臨床研究及び調査研究		5 臨床研究及び調査研究	6 臨床研究及び調査研究	同文	○	6 臨床研究及び調査研究
224	(1)政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。		(1)政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。	(1)政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。 また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。	部分	○	(1)政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力すること。 また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録すること。
225	(2)臨床研究を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。		(2)臨床研究を行う場合は、次に掲げる事項を実施すること。	(2)治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。治験を除く 医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。実施内容の広報等に努めること。	部分	○	(2)治験を含む医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究コーディネーター(CRC)を配置すること。治験を除く 医薬品等の臨床研究を行う場合は、臨床研究法に則った体制を整備すること。実施内容の広報等に努めること。
226	① 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法(平成29年法律第16号)に則った体制を整備すること。		① 治験を除く臨床研究を行うに当たっては、臨床研究法(平成29年法律第16号)に則った体制を整備すること。				
227	② 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の治験を除く臨床研究の成果を広報すること。		② 進行中の治験を除く臨床研究の概要及び過去の治験を除く臨床研究の成果を広報すること。				
228	③ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。		③ 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。				
229	④ 臨床研究コーディネーター(CRC)を配置することが望ましい。		④ 臨床研究コーディネーター(CRC)を配置することが望ましい。				
230	⑤ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。		⑤ 患者に対して治験も含めた臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介すること。				
231	6 PDCAサイクルの確保		6 PDCAサイクルの確保	7 医療の質の改善の取組及び安全管理	新文	○	7 医療の質の改善の取組及び安全管理
232	(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicator(以下「QI」という。)の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。		(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicator(以下「QI」という。)の利用や、第三者による評価、拠点病院間の実地調査等を用いる等、工夫をすること。	(1)自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。その際にはQuality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をすること。	部分	○	(1) 自施設の診療機能や診療実績、地域連携に関する実績や活動状況の他、がん患者の療養生活の質について把握・評価し、課題認識を院内の関係者で共有した上で、組織的な改善策を講じること。なお、その際には、Quality Indicatorを利用するなどして、PDCAサイクルが確保できるよう工夫をすること。
233	(2) これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有と相互評価を行うとともに、地域に対してわかりやすく広報すること。	変更	(2) これらの実施状況につき都道府県拠点病院を中心に都道府県内のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院において、情報共有を行い、可能な限り相互評価を行うことが望ましい。また、 地域に対してわかりやすく広報すること。	-	削除		-
234	7 医療に係る安全管理		7 医療に係る安全管理	-	削除		-
235	(1) 組織上明確に位置づけられた医療に係る安全管理を行う部門(以下「医療安全管理部門」という。)を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。		(1) 組織上明確に位置づけられた医療に係る安全管理を行う部門(以下「医療安全管理部門」という。)を設置し、病院一体として医療安全対策を講じること。また、当該部門の長として常勤の医師を配置すること。	(2)医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。	新文	○	(2)医療法等に基づく医療安全にかかる適切な体制を確保すること。
236	(2) 医療に係る安全管理を行う者(以下「医療安全管理者」という。)として(1)に規定する医師に加え、専任で常勤の薬剤師及び専従で常勤の看護師を配置すること。	変更	(2) 医療に係る安全管理を行う者(以下「医療安全管理者」という。)として(1)に規定する医師に加え、 薬剤師及び看護師は常勤及び専任であることが望ましい。	-	削除		-
237	(3) 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること。		(3) 医療安全管理者は、医療安全対策に係る研修を受講すること。	-	削除		-
238	(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について第三者による評価や拠点病院間での実地調査等を活用することが望ましい。	変更	(4) 医療に係る安全管理の体制及び取り組み状況について、 第三者による評価等 を活用することが望ましい。	(3)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。	新文	○	(3)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価を受けていること。
239	(5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。		(5) 当該施設で未承認新規医薬品の使用や承認薬の適応外使用を行う場合や高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合については、以下の体制を整備すること。	-	削除		-
240	① 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織(倫理審査委員会、薬事委員会等)を設置し、病院として事前に検討を行うこと。		① 当該医療の適応の安全性や妥当性、倫理性について検討するための組織(倫理審査委員会、薬事委員会等)を設置し、病院として事前に検討を行うこと。	-	削除		-
241	② 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。		② 事前検討を行い、承認された医療を提供する際には、患者・家族に対し適切な説明を行い、書面での同意を得た上で提供すること。	-	削除		-
242	③ 提供した医療について、事後評価を行うこと。		③ 提供した医療について、事後評価を行うこと。	-	削除		-
243	(6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。		(6) 医療安全のための患者窓口を設置し、患者からの苦情や相談に応じられる体制を確保すること。	-	削除		-

2. 都道府県がん診療連携協議会のあり方について

見直しの論点

- ・ 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、がん診療体制についても大きな影響を受けたが、地域における連携が十分に機能できていれば、その影響を最小化できたのではないかと指摘もある。
- ・ 都道府県がん診療連携協議会(以下協議会とする。)が、十分に機能していない地域もあるとの意見もあり、各地域におけるがん対策を適切に推進していくために、協議会の機能を強化するようにはどうか。

方針(案)

- ・ 全てのがん診療連携拠点病院等には、協議会への積極的な参画を求めているかどうか。
- ・ 協議会には、各都道府県の行政や患者団体などの関係団体にも積極的な関与を求めているかどうか。
- ・ 都道府県がん診療連携拠点病院(以下都道府県拠点病院とする。)には、協議会における調整やとりまとめの機能を求めているかどうか。
- ・ 協議会においては、がん対策基本法、がん対策推進基本計画、各都道府県のがん計画等の趣旨や内容を踏まえて、都道府県におけるがん対策を強力に推進する役割を求めているかどうか。
- ・ また、適切な医療提供体制の整備に向けて、地域におけるがん診療に関連する人材育成や適正配置についても特定機能病院等を中心に議論を行うよう求めているかどうか。

5

参考: 医療機関におけるBCP(事業継続計画)とは

BCP(事業継続計画)とは

(厚生労働省医政局 令和3年10月13日第1回教直・災害医療提供体制等に関するワーキンググループ参考資料1 を参考)

- ・ 医療機関は地震などの大規模災害が発生し、医療設備への被害、ライフラインの途絶した場合においても、被災患者や入院患者に対して継続して医療を提供し続ける必要がある。
- ・ 事業継続計画(BCP)は、災害などの緊急時に低下する業務遂行能力(医療機関の場合は診療機能)について、事業をできる限り損失を少なく、早期の復旧をするための準備体制、方策をまとめたものであり、すべての医療機関はBCPを策定することが求められている。
- ・ 厚生労働省では、よりいっそうのBCP策定の推進のため平成29年度よりBCP策定研修事業を行っている。

BCPでは何を定める必要があるか

(厚生労働省医政局 令和3年度 事業継続計画(BCP)策定研修事業【BCP策定編】事業継続計画(BCP)策定手順と見直しのポイント① を参考)

- ・ 対象とする災害は何か、地域の被害はどれくらいの規模になるか、施設の被害はどれくらいの規模になるか等を詳しく調査する。
 - ・ 「地域防災計画の被害想定」「過去の震災時における医療機関の対応事例」から予測される、自院に来院する予測負傷者数と、自院の想定される参集職員数とのギャップを出し、「対策」の検討につなげる。
 - ・ 業務を洗い出した上で、発災後に予想される医療需要の推移、フェーズ等を踏まえて、非常時優先業務を選定する。
- 災害の種類・規模、職員の出勤率、患者の生命・身体への影響の大小等を踏まえ、優先して実施すべき業務を選定する必要がある。

14

5. BCP(事業継続計画)的な視点に基づく診療体制の確保について

見直しの論点

- ・ 新型コロナウイルス感染症がまん延した状況下においても、必要ながん診療は一定程度確保されてきたが、医療機関によっては診療体制の維持が困難になったケースもある。また、他国には、がん診療等に多大なる影響があった国もあるとの情報もある。
- ・ 感染症のまん延や災害等の状況においても、各地域において、地域の医療機関等との連携等により、必要ながん診療を提供できるようBCP的な視点に基づく診療体制の確保について検討する必要があり、それらを推進するような要件について、検討してはどうか。

方針(案)

- ・ 感染症のまん延や災害等の状況におけるBCPの策定及び定期的な見直しについて、次回の指針改定において必須要件とすることを念頭に、今回の指針見直しにおいては全ての拠点病院等にとって「望ましい」要件として追加してはどうか。
- ・ 都道府県協議会において、個々の拠点病院等だけでなく、都道府県やがんの医療圏といった単位でのがん診療のBCPについて議論することを、「望ましい」要件としてはどうか。

13

6. 診療従事者人員要件について

見直しの論点

- ・ 診療従事者については、医療の質を担保することを目的とし、職種に応じて「常勤」「専従」「専任」の要件が定められている。
- ・ 一部の医療圏においては、放射線医や病理医等の人材確保が難しく、拠点病院の指定の維持が難しい施設があるとの意見がある。
- ・ 一方で、こうした人員要件が拠点病院における医療の質を担保しているという指摘もある。
- ・ 「300人以下医療圏」において、診療従事者の緩和要件を2022年3月末までとして設けているところであるが、現時点において緩和要件を廃止すると相当数の拠点病院が要件を満たさなくなるところ、それらの要件についてどのようにすべきか。

方針(案)

- ・ 現時点においては、放射線医や病理医等が総数として不足しているのではなく、適正配置によって対応が可能と考えられるため、がん医療の質の維持の観点から、これらの医師を「常勤」として配置することを求めているかどうか。
- ・ 一方で、人材の確保に苦慮している拠点病院もあることから、関連学会等における人材育成や適正配置の取り組みを注視しつつ、どのような対応が可能か引き続き検討してはどうか。
- ・ 「300人以下医療圏」においては、十分な期間を確保していたため、緩和要件を廃止に向け、要件を満たさない場合は地域がん診療病院等への移行を促す等の対応を行いつつ、地域における医療体制に大きな影響がある場合については、都道府県全体の医療体制の方針等を踏まえて必要最小限の緩和要件を設けることも可能としてはどうか。

16